

新家庭医療専門医の認定に関する細則、家庭医療専門医の認定に関する細則、プライマリ・ケア認定医の認定に関する細則 新旧対照表

旧 第12条第3項 表			
項目		生涯学習単位	備考
1	本学会年次学術集会	10 単位	上限なし
2-1	本学会が主催または共催する生涯教育セミナー等	※2	上限なし
2-2	本学会が主催する生涯教育セミナー等の E-learning（生涯教育 WEB 講座）	※3	
3	本学会のブロック支部会が主催または共催する地方会・生涯教育セミナー等	※4	上限 20 単位
4	World Organization of Family Doctors (WONCA) の World Conference、または Regional Conference 日本医学会・総会	10 単位	上限なし
5	日本医師会生涯教育制度	取得したカリキュラムコード数を認定 ※5	上限 20 単位で、同一カリキュラムコードにおける単位取得の上限は 1 単位とする
6	プライマリ・ケア教育に関する活動	※6	上限 15 単位
7	プライマリ・ケア研究に関する活動（執筆を含む）	※7	上限 15 単位
8	UpToDate®による自己学習（3 段階の学習サイクルによる認定のみ）	0.2 単位（1 学習サイクルあたり）※8	上限 10 単位
9	BMJ Best Practice または BMJ Learning による自己学習	1 モジュールあたり 0.5 単位 ※9	上限 10 単位
10	家庭医療専門医認定審査の作問	CSA1 間につき 3 単位、MCQ1 間につき 0.5 単位	上限なし
11	家庭医療専門医認定審査評価者	CSA、ポートフォリオ評価またはポートフォリオ口頭試問の評価担当 1 回でそれぞれ 3 単位	上限なし

新 第12条第3項 表			
項目		生涯学習単位	備考
1	本学会年次学術集会	10 単位	上限なし
2-1	本学会が主催または共催する生涯教育セミナー等	※2	上限なし
2-2	本学会が主催する生涯教育セミナー等の E-learning（生涯教育 WEB 講座）	※3	
2-3	本学会が他学術団体等と合同で開催するシンポジウム、セミナー等	※4	上限 20 単位
3	本学会のブロック支部会が主催または共催する地方会・生涯教育セミナー等	※5	上限 20 単位
4	World Organization of Family Doctors (WONCA) の World Conference、または Regional Conference 日本医学会・総会	10 単位	上限なし
5	日本医師会生涯教育制度	取得したカリキュラムコード数を認定 ※6	上限 20 単位で、同一カリキュラムコードにおける単位取得の上限は 1 単位とする
6	プライマリ・ケア教育に関する活動	※7	上限 15 単位
7	プライマリ・ケア研究に関する活動（執筆を含む）	※8	上限 15 単位
8	UpToDate®による自己学習（3 段階の学習サイクルによる認定のみ）	0.2 単位（1 学習サイクルあたり）※9	上限 10 単位
9	BMJ Best Practice または BMJ Learning による自己学習	1 モジュールあたり 0.5 単位 ※10	上限 10 単位
10	家庭医療専門医認定審査の作問	CSA1 間につき 3 単位、MCQ1 間につき 0.5 単位	上限なし
11	家庭医療専門医認定審査評価者	CSA、ポートフォリオ評価またはポートフォリオ口頭試問の評価担当 1 回でそれぞれ 3 単位	上限なし

新家庭医療専門医の認定に関する細則、家庭医療専門医の認定に関する細則、プライマリ・ケア認定医の認定に関する細則 新旧対照表

旧 第12条第3項 表下	新 第12条第3項 表下
<p>※1 年次学術集会、春季・秋季生涯教育セミナー、若手医師のための家庭医療学冬期セミナー、専門医部会フォーラム等への参加単位。</p> <p>※2 0.5時間を0.5単位として認定する。また、共催については全国規模の企画を原則とし、各委員会およびプロジェクトチームの長が申請し、専門医制度認定委員会が認定する。</p> <p>※3 E-Learningについては本学会が主催する生涯教育セミナー等の視聴によるものに限る。1時間を0.5単位として、認定する。</p> <p>※4 0.5時間を0.5単位としてブロック支部長からの申請を受け、専門医制度認定委員会が認定する。ただし、1日および半日での単位取得の上限はそれぞれ5単位および3単位とする。</p> <p>※5 1カリキュラムコードを1単位として認定し、カリキュラムコードが重複している場合は、上限の1単位とする。</p> <p>※6 以下の場合に単位を付与する</p> <p>(1) 後期研修プログラムの研修プログラム責任者および家庭医療専門研修あるいは総合診療専門研修Ⅰ・Ⅱの施設の教育責任者が専攻医を受け入れた年度に対して3単位/年</p> <p>(2) 大学および都道府県の計画した教育プログラムの医学生の受け入れ責任者が医学生を受け入れた年度に対して3単位/年</p> <p>(3) 初期研修の地域医療研修の臨床研修医受け入れ責任者が臨床研修医を受け入れた年度に対して3単位/年</p> <p>※7 本学会機関誌の原著は10単位、原著以外は5単位。その他のプライマリ・ケアに関する学術誌に掲載された論文は5単位とする。ただし、会議録は認めない。また、著書については学術的な書籍(翻訳書を含む)のみを対象とし、単著は7単位、分担執筆は5単位とする。論文・著書のいずれについても筆頭著者のみに付与する。</p> <p>※8 プログラムを利用した場合にUpToDate®から授与されるCME単位証明書に記載の0.5ポイントを0.2単位として認定する。</p> <p>※9 BMJ Learning、ないしはBMJ Best Practiceのモジュール修了のcertificateの提出により、1モジュールあたり0.5単位を申請できる。</p>	<p>※1 年次学術集会、春季・秋季生涯教育セミナー、若手医師のための家庭医療学冬期セミナー、専門医部会フォーラム等への参加単位。</p> <p>※2 0.5時間を0.5単位として認定する。また、共催については全国規模の企画を原則とし、各委員会およびプロジェクトチームの長が申請し、専門医制度認定委員会が認定する。</p> <p>※3 E-Learningについては本学会が主催する生涯教育セミナー等の視聴によるものに限る。1時間を0.5単位として、認定する。</p> <p>※4 0.5時間を0.5単位として認定する。また、合同で開催する企画は全国規模のものを原則とし、学会本部が申請し、専門医制度認定委員会が認定する。</p> <p>※5 0.5時間を0.5単位としてブロック支部長からの申請を受け、専門医制度認定委員会が認定する。ただし、1日および半日での単位取得の上限はそれぞれ5単位および3単位とする。</p> <p>※6 1カリキュラムコードを1単位として認定し、カリキュラムコードが重複している場合は、上限の1単位とする。</p> <p>※7 以下の場合に単位を付与する</p> <p>(1) 後期研修プログラムの研修プログラム責任者および家庭医療専門研修あるいは総合診療専門研修Ⅰ・Ⅱの施設の教育責任者が専攻医を受け入れた年度に対して3単位/年</p> <p>(2) 大学および都道府県の計画した教育プログラムの医学生の受け入れ責任者が医学生を受け入れた年度に対して3単位/年</p> <p>(3) 初期研修の地域医療研修の臨床研修医受け入れ責任者が臨床研修医を受け入れた年度に対して3単位/年</p> <p>※8 本学会機関誌の原著は10単位、原著以外は5単位。その他のプライマリ・ケアに関する学術誌に掲載された論文は5単位とする。ただし、会議録は認めない。また、著書については学術的な書籍(翻訳書を含む)のみを対象とし、単著は7単位、分担執筆は5単位とする。論文・著書のいずれについても筆頭著者のみに付与する。</p> <p>※9 プログラムを利用した場合にUpToDate®から授与されるCME単位証明書に記載の0.5ポイントを0.2単位として認定する。</p> <p>※10 BMJ Learning、ないしはBMJ Best Practiceのモジュール修了のcertificateの提出により、1モジュールあたり0.5単位を申請できる。</p>